

一般社団法人愛知県ボート協会倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人愛知県ボート協会（以下「本法人」という）の役員及び社員（以下「役・社員」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として、一般社団法人愛知県ボート協会定款（以下「定款」という）第11条に沿うところの倫理規定を定めるものである。

(役・社員の範囲)

第2条 この規定において、役・社員とは、本法人定款第7条の社員、第14条の役員(理事・監事)をいう。

(基本的責務)

第3条 役・社員は、定款第4条に規定する目的を達成するため、関係法令や協会定款及び関係規定等を遵守するとともに、その職務を公正かつ誠実に履行し、協会を適正に運営しなければならない。

2 「公益財団法人愛知県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役・社員は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、違法賭博、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような、社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 役・社員は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び日本ボート協会（JARA）のアンチ・ドーピング規定を遵守するとともに、競技者等に対する適時適切な啓蒙活動を行うものとする。

3 役・社員は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

4 役・社員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。

- 5 役・社員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守し、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 6 役・社員は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 7 役・社員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。

（倫理委員会の設置）

第5条 この規定の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、公正な調査及び意見具申ができるよう、理事会の議決により別に定める。

（違反した場合の処分等）

第6条 役・社員が第4条の遵守事項に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、倫理委員会は、直ちに事実関係を調査の上、当該役・社員が本規定に違反する行為があったと認められる場合、理事会は倫理委員会からの意見具申を受けて、定款第11条を適用し、社員総会への提案、警告、勧告または再発防止策の実施等の必要な措置を講ずるものとする。

2 理事長は、当該事案のうち、加盟団体又はその他の団体（以下「加盟団体等」という）に調査・処分を委ねることが適当と判断される場合については、加盟団体等に調査・処分を委ねることができる。

（加盟団体）

第7条 協会加盟団体は、本規定及び「公益財団法人愛知県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の目的及び内容を十分に理解し、それぞれの団体における倫理の確保に努めなければならない。

（加盟団体の処分）

第8条 協会加盟団体が、組織の管理運営に適性を欠いたとき、または協会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、協会加盟団体及び賛助会員に関する規定に基づき取り扱うものとする。

（既定の改廃）

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規定に定めるものの他、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規定は、本法人設立の日（令和3年6月16日）から施行する。